

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第1-1号	令和6年 7月26日	神子字下湯田原672-1の一部、672-3の一部、672-4の一部、672-6の一部、672-7の一部、672-9の一部、672-10の一部、672-11の一部、672-12の一部、672-13の一部、672-14の一部、673-3の一部、676-1の一部、676-3の一部、677-4の一部、678-1の一部、692-1の一部、693-1の一部、695-1の一部、695-2の一部、695-4の一部、695-9の一部、672-1の先、672-3の先、672-4の先、672-6の先、672-7の先、672-9の先、672-10の先、672-11の先、672-12の先、672-13の先、672-14の先、673-3の先、676-1の先、676-3の先、677-4の先、678-1の先、692-1の先、693-1の先、695-1の先、695-2の先、695-4の先、695-9の先	285.00	4.00